第四十七条の三　令第八条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　農業経営基盤強化促進法第十八条第五項の規定による申出（以下この号及び第五十七条の三第一号において単に「申出」という。）があつてから同法第十九条の規定による公告（同号において単に「公告」という。）があるまでの間において、当該申出に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該申出に係る農用地利用集積計画に基づく農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

二　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）を定めるための同法第十一条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告（以下この号及び第五十七条の三第二号において「計画案公告」という。）があつてから同法第十二条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定による公告（同号において「計画公告」という。）があるまでの間において、当該計画案公告に係る市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を農地以外のものにすることにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

（指定の基準）

第四十九条　（略）

2　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第九条第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ・ロ　（略）

ハ　農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に係る事務の処理　都道府県知事が当該変更に係る同法第十三条第四項において準用する同法第八条第四項の規定による協議において同法、農業振興地域の整備に関する法律施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に定める要件を満たしていないとして同意しなかつたことがないこと。

ニ・ホ　（略）

二　（略）

（市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出書の記載事項）

第五十一条　令第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、第十一条第一項第一号及び第四号、第二十七条第二号から第四号まで並びに第五十七条の五第三号に掲げる事項とする。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条　法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十七　（略）

（新設）

（指定の基準）

第四十九条　（略）

2　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第九条第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ・ロ　（略）

ハ　農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下このハにおいて同じ。）内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に係る事務の処理　都道府県知事が当該変更に係る同法第十三条第四項において準用する同法第八条第四項の規定による協議において同法、農業振興地域の整備に関する法律施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に定める要件を満たしていないとして同意しなかつたことがないこと。

ニ・ホ　（略）

二　（略）

（市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出書の記載事項）

第五十一条　令第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、第十一条第一項第一号及び第四号、第二十七条第二号から第四号まで並びに第五十七条の三第三号に掲げる事項とする。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条　法第五条第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十七　（略）